



知っていますか？ ～建退共制度～



建退共制度は、中小企業退職金共済法に基づき建設現場労働者の福祉増進と建設業を営む中小企業の振興を目的として設立された退職金制度です。

この制度は、事業主の方々が、労働者の働いた日数に応じて、掛金となる共済証紙を共済手帳に貼り、その労働者が建設業界で働くことをやめたときに建退共から退職金を支払うという、いわば業界全体での退職金制度です。

加入できる事業主：建設業を営む方
対象となる労働者：建設業の現場で働く人
掛金：日額 310 円



特徴

- ◎国の制度なので安全、確実、申し込み手続は簡単です。
- ◎経営事項審査で加点評価の対象となります。
- ◎掛金の一部を国が助成します。
- ◎掛金は事業主負担となりますが、法人は損金、個人では必要経費として扱われ、税法上全額非課税となります。
- ◎事業主が変わっても退職金は企業間を通算して計算されます。

建退共から事業主の皆さまへのお願い

- ◎共済証紙は、労働者の就労日数に応じて適正に貼付してください。
- ◎「建設業退職金共済手帳」を所持している労働者が、建設業界を引退するときは、忘れずに退職金を請求するよう指導してください。

ホームページ「建退共」に、制度説明用動画、Q & A など建退共制度の知りたい情報が記載されています。ぜひアクセスしてご覧ください。

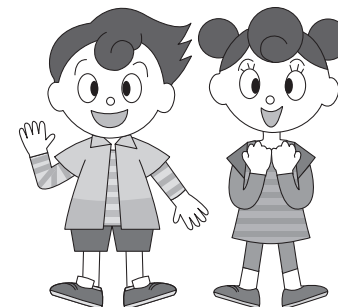
建退共 検索

※詳しいことは、建退共高知支部へお問い合わせください。

☎ 088-822-6181



掛金の助成を受けることができます

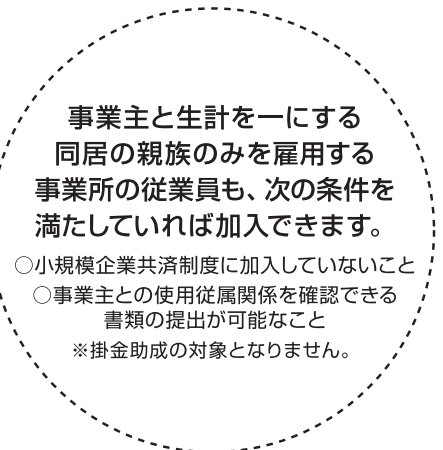


中退共は、半世紀で100万社以上の中小企業が利用する国の退職金制度です。

ご存じですか？ 中退共の退職金制度。



手数料もかかりません



詳しくはホームページをご覧ください **中退共** 検索

<http://chutaikyo.tais yokukin.go.jp/>

中退共制度のしくみ

① 加入申込	お近くの金融機関等の窓口でお申込みください。事業主が中退共と「退職金共済契約」を結び共済手帳が送付されます。
② 掛金納付	毎月の掛金は全額事業主負担で、口座振替で金融機関に納付します。
③ 支払い	退職した従業員の請求に基づき、中退共から退職金が直接支払われます。

独立行政法人 勤労者退職金共済機構

中小企業退職金共済事業本部

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1 TEL 03-6907-1234 FAX 03-5955-8211

ちゅうたいきょう
略称：中退共



ちゅうたくん きょうざちゃん